

知っていますか？

介護保険の知恵袋⑥

第6回目となる「介護の知恵袋」では昨年度の基本知識の解説を基に、今年度は厚生労働省が定める総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています）について解説しています。

今号は、前号の総合事業の解説から一步踏み込み、訪問介護サービスについて解説します。

※前号の総合事業の解説については、「友の会ホームページ」からもご覧いただけます。

自宅に来てもらうサービス ～訪問介護サービス～

住み慣れたわが家で最後まで暮らす

介護保険制度を活用した訪問介護サービスが利用できるのは、要介護1～5の介護認定を受けた人です。要支援1～2の認定を受けた人は、総合事業のサービス対象となります。

訪問介護サービスは、利用者の家を訪問し住み慣れた場所で最後まで暮らすために必要なサービスです。自宅を終の棲家にすることを考えれば、加齢に伴い住む場所を移動するのではなく、個々の介護ニーズに合った介護サービスを上手に活用するほうが賢い選択と言えるでしょう。

訪問介護サービスは、介護給付の1割～3割の自己負担で利用することができます。

訪問介護サービスには、排泄や入浴など体

に直接触れて行う「身体介護」と、掃除や洗濯などの家事の援助を行う「生活援助」があります。具体例としては、「寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービス」、「配食サービス」、「移送・送迎サービス」などがあります。詳しくは、全国の各市区町村が独自にサービスを提供していますので、利用する場合は、各市区町村のホームページや広報紙などで確認してください。

介護保険外の 訪問サービスを活用して豊かに

介護保険外のサービスのうち人気が高いサービスは、理美容サービスです。外出が困難な人に理髪店や美容院のスタッフが訪問し、調髪してくれるサービスです。費用の目安は1回あたり500～2,500円です。詳しくは各市区町村、またはサービスを提供している事業者を確認してください。

社会福祉が進んでいる欧米諸国では、軽度な要介護者・要支援者には公的な介護サービスを提供しない場合が多いです。少子高齢化がさらに進む日本においても、その傾向が進み、家事の援助を行う「生活援助」については介護保険の対象から除外されると予測されています。



介護する人や介護される人が安心して豊かに生活していくためには、介護保険サービスと介護保険外サービスを上手に組み合わせることが大切です。

たとえば、午前中は介護保険サービスを利用し、午後から自費負担による介護保険外サービスを受け、個人の生活スタイルに合った組み合わせで、より快適な暮らしをする工夫が重要です。具体的には、入院中の世話、病院や介護施設からの一時帰宅時の世話、冠婚葬祭や趣味などの外出の付き添いなどがあります。また、介護保険サービスよりも充実した配食サービス、家事代行サービス、移送サービスなど、民間企業が様々なサービスを提供しています。介護保険サービスに、自分らしく生活するために介護保険外サービスを組み合わせることをお勧めしています。



監修
小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。『介護保険外サービスのススメ』などの著書がある。